



連系線の利用ルールに関する意見

2016年10月17日
丸紅新電力株式会社

(1) 連系線の利用ルールに関し、基本的に(※)、先着優先に基づく連系線予約の受付を停止し、又は、スポット市場取引を優先する仕組み(間接オークション)を導入するに当たって、契約やシステムの見直しなど、御社として必要と考える準備期間と、その理由について御説明をお願いします。

(※) 特定負担、長期固定電源の扱いについては、「中間とりまとめ」に基づき、別途、その扱いを検討。

✓ 契約の見直し

- 契約先との協議は、数か月程度の期間で対応可能。
- ただし、広域機関等からの説明資料、メディアへの報道発表、標準契約書整備等、契約変更がスムーズに行われるようなバックアップをお願いしたい。

✓ システムの見直し

- 間接オークションの導入だけであれば、システム改修は不要と考えている。運用面での変更が生じるが、マニュアル整備含め、数か月程度で対応可能。
- 金融的送電権(FTR)への対応は、導入時の業界混乱が起これぬよう、しっかりしたシステム整備および連携にかかわるスケジューリングを徹底してもらいたい。

2. 経過措置を必要とする理由および期間

(2) (御社が、現行ルールの下、連系線の利用登録を行い、又は行っている小売事業者に対して電気の供給を行っている場合、) 上記(1)の仕組みの導入に当たって、御社として経過措置を必要と考える場合、その理由及び必要とする期間について御説明をお願いします。

- ✓ 早期の導入が望ましい。
(理由)
 - 金融的送電権の早期確保の観点
 - 卸電力取引市場の活性化の観点

- ✓ ただし、経過措置を導入する場合には、FTRを導入するまでの準備期間が妥当。

(3) その他、連系線利用ルールに関し、御意見があればお願いします。

- ✓ 間接オークションと金融的送電権は必ずセットで導入していただきたい。
- ✓ FTRの購入判断は地点別の長期需給予測（連系線の混雑状況）に基づくため、長期予測のさらなる精緻化・情報の開示を続けてもらいたい。
- ✓ FIT電気についても市場経由での受け渡しとなるが、FIT制度の激変緩和措置との整合性は考慮願いたい。
- ✓ 特定負担分の送電権については、コスト負担と得られる権利の整合性を取っていただきたい。
- ✓ 既存地域間連系線の有効利用に向け、広域機関で現在議論されている「マージンの在り方」の見直しも定期的実施してもらいたい。